

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通規制課)

ページ
一

号外 (一) 平成二十三年 一月二十五日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年一月二十五日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦 照

岐阜県公安委員会規則第一号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則（昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第二項第一号口を削り、同号八中「又は口」を削り、同号八を同号口とし、同条第三項中「同号ホ」の下に「又はハ」を加え、「駐車禁止除外指定車（身体障害者等使用車）」を「駐車禁止除外指定車」に改め、「同号へ」に規定する指定にあつては駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）（別記第一号様式の七）の標章を「を削る。第五条の五第三項及び第六項中「別記第一号様式の八」を「別記第一号様式の七」に改める。

別記第一号様式の三を次のように改める。

第 1 号様式の 3 (第 5 条の 3 関係)

<h1 style="margin: 0;">通 行</h1> <h2 style="margin: 0;">禁止除外車両指定申請書</h2> <h1 style="margin: 0;">駐 車</h1>		番 号			
岐阜県公安委員会 様		年 月 日			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">新 規</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">更 新</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">変 更</td></tr> </table>	新 規	更 新	変 更	申請者 郵便番号 住 所 氏 名 電話番号	印
新 規					
更 新					
変 更					
機 関 団 体 名					
車 両 の 種 類	普乗 ・ 普貨 ・ 軽四 (乗 ・ 貨) ・ その他 ()				
車 両 (登 録) 番 号	岐阜 ・ 飛驒				
除外を必要とする区域 又は道路の区間	駐車禁止 岐阜県公安委員会が指定した駐車禁止の区域又は区間 通行禁止 岐阜県公安委員会が指定した通行禁止の区間 (一方通行の規制を除く)				
除外指定を必要とする理由					
運 転 免 許 証	氏 名	年 月 日生 (歳)			
	種 類	普通 ・ 大型 ・ 二輪 () ・			
	有 効	年 月 日まで有効			
	条 件 等				
身 体 障 害 者 手 帳 等	番 号	岐阜県・岐阜市 第 号 年 月 日 (交付 ・ 再交付)			
	障 害	障 害			
	等 級 等	級 ・ (款 ・ 項) 症			

- 備考 1 申請者が法人等であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記第一号様式の六を次のように改める。

第 1 号様式の 6 (第 5 条の 3 関係)

(表)

駐 車 禁 止 除 外 指 定 車

番 号 _____

歩 行 困 難 者 使 用 中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先・用務先 別紙のとおり

有効期限 年 月 日 まで

年 月 日

岐阜県公安委員会

印

(裏)

注意事項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。
- この標章は、下記使用者が現に使用中の車両以外は使用できません。
- この標章を使用する場合は、連絡先・用務先を記載した別紙とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲出してください。
- 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従ってください。
- 次の場合は、この標章 (の場合は発見した標章) を速やかに返納してください。
有効期限が経過したとき。
再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。
使用する必要がなくなつたとき。
- この標章は他人に譲渡したり、又は貸与することはできません。
- この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

使用者：住所 _____ 氏名 _____

- 備考
- 用紙の大きさは縦 13 センチメートル、横 18 センチメートルとする。
 - 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。
 - ただし、特に必要のある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。
 - 本標章の番号には、頭に使用者の住所を管轄する警察署名を付するものとする。
 - 紫外線要保護者使用車には、「除外時間 昼間 (日の出から日没まで) 」と記載する。

別記第一号様式の七を削る。

別記第一号様式の八中 「^{住所} 母^{住所} 母^{住所} 母^{住所}」を「母^{住所} 母^{住所} 母^{住所}」に、「母^{住所}」を「母^{住所}」に、「母^{住所}」を「母^{住所}」に改め、同様式を別記第一号様式の七とする。

附 則

- 一 この規則は、平成二十三年二月一日から施行する。
- 二 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県道路交通法施行規則第五条の三第三項の規定により交付されている標章は、当該標章の有効期限が満了するまでの間は、この規則による改正後の岐阜県道路交通法施行規則第五条の三第三項の規定により交付された標章とみなす。

平成二十三年一月二十五日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ

プイ・アール・テクノセンター